

## 令和7年度BCP普及促進事業 企画提案仕様書

### 1 適用

本仕様書は、「BCP普及促進事業」の企画提案に適用する。

### 2 業務の概要

県内各商工会議所・商工会と連携したBCP個別策定支援へBCP専門家を派遣し、企業のBCP策定を促す。

### 3 契約期間

令和7年6月下旬頃（契約締結日）から令和8年3月20日（金）まで

### 4 業務内容等

#### (1) BCP個別策定支援の実施

実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・主に県内各商工会議所及び商工会と連携し、BCP未策定事業者に対しBCPの専門家を派遣することにより、個別にBCPの策定を支援すること</li><li>・BCP策定支援にあたっては、原則、静岡県BCPモデルプランを活用すること。ただし、企業の要望や実情を鑑み、同プラン以外の形式を促しても差し支えない</li><li>・静岡県から「事業継続力強化支援計画」の認定を受けた各商工会議所、商工会の年間事業に合わせて実施することに努めること</li><li>・令和8年3月中旬までにすべての支援を終了すること</li></ul>
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内中小事業者（小規模事業者、個人事業主を含む。） ※個別支援を実施する事業者の募集は各商工会議所及び商工会と連携して行うこと</li><li>・3回/社程度とし、25社以上の事業者に対し支援を行うこと</li><li>・支援を行う事業者うち、20社以上は賀茂地域から募集すること</li><li>・必要に応じオンラインによる支援も可能、ただし最低1回は対面による指導を行うこと</li></ul>
指導員	<ul style="list-style-type: none"><li>・BCP策定支援の実績（静岡県BCPモデルプランを含む。）があり、かつ事業者の実情を考慮した指導対応ができること</li></ul>
成果物の提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別策定支援実施後、県に所定の報告書を提出すること</li></ul>

### 5 業務実施体制等

受託者は、業務の円滑化のため、業務管理を行う責任者や業務従事者の役割分担等を定め、県に報告するとともに、常にこの体制が機能するよう努めること。

## 6 業務実施状況報告

受託者は、県の要請に応じて随時報告を行うこと。

## 7 実績報告

受託者は、本業務の完了後、速やかに、業務の成果等を記録した実績報告書（様式は別途定める。）を作成し、県に提出すること。

## 8 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業実施に必要と認められる場合については、県と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

なお、第三者に委託する予定がある場合は、企画提案の応募時にその内容を明らかにすること。

## 9 秘密保持

### (1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た県や企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

### (2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年 10 月 25 日静岡県条例第 58 号）を遵守しなければならない。

## 10 その他

受託者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

受託者は、契約締結後速やかに、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例に基づく「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を県に提出すること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先から同誓約書を提出させ、その写しを県へ提出すること。）

## 11 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 - 6

電話 054-221-2512（土・日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

電子メール：[ssr@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:ssr@pref.shizuoka.lg.jp)